

9 活動報告

DMA T 連携隊は、警防規程第 9 3 条の小隊活動表（別記様式第 4 号の 2）を用いて活動の状況を報告する。

なお、同表中の活動内容等の欄に、連携した東京 DMA T の指定病院名及び医師の氏名を明記する。

DMAT運用(案)

厚生労働省医政局指導課

防災基本計画

(平成17年7月中央防災会議)

- 国は、災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム(DMAT)に参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。
- 国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請するものとする。

基本的な考え方

- 災害時に拡大したニーズに対応
 - 医療従事者を被災地へ
 - 患者は被災外へ
- 医療機関のボランティアな活動を支援する
 - 厚生労働省の役割は要請、連絡、調整

DMATの活動内容

- 広域搬送：
 - 自衛隊機などによる航空搬送時の介助、SCUの運営
- 病院支援
 - 病院における診療の支援
- 近隣・域内搬送
 - 消防ヘリ、救急車等に近隣・域内の後方搬送時の介助
- 現場活動
 - 災害現場でのトリアージ、応急処置等

※避難所での救護所運営は当初の活動とはしない。

災害の種別によるDMATの活動

- 広域災害時の遠隔地域DMATの対応
 - 主に広域搬送
- 広域災害時の近隣地域DMATの対応
 - 病院支援、域内搬送、現場活動
- 局地災害への対応
 - 現場活動

運用の主体

- 広域災害時: 厚生労働省
- 局地災害時: 現在調整中

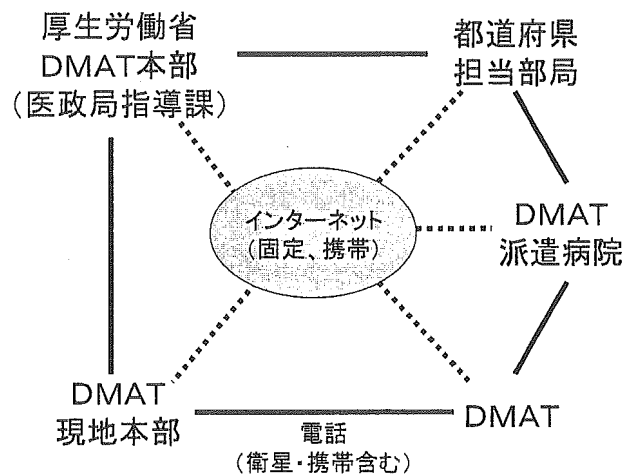
要請

- 主体
 - 防災基本計画に基づき、厚生労働省がDMAT指定医療機関に要請する
- 方法
 - 広域災害救急医療情報システムを通じて国から都道府県、DMAT指定医療機関、DMAT責任者に連絡
 - 都道府県担当部局を通じて連絡
 - 災害医療センターによるサポート

本部の活動

- 厚生労働省本部:リソースを用意
 - 派遣要請
 - 派遣DMAT登録
 - 政府内での調整、DMATチームへの情報提供
 - 搬送手段(自衛隊等)の調整、情報提供
 - アクセス状況などの情報提供
 - 活動をモニター、適宜指示
- 現地本部:運用
 - 機能:指揮、事案処理、情報作戦、資源管理、財務管理
 - 場所:県庁もしくはSCU、必要に応じて前進

連絡体制



DMAT隊員の要件・資格

- 災害医療センターで実施されている「日本DMAT隊員養成研修」の修了者により構成されることが原則となる。
- DMAT隊員はDMAT指定医療機関に所属している必要がある。

※十分な人員が養成されるまでは、DMAT指定医療機関の職員により構成されるチームへ派遣要請するという方法をとる。

移動手段

- 自力による移動が原則
 - 病院の車両を活用することが原則
 - 各DMATが調整
- 厚生労働省は調整・情報提供を行う
 - 広域搬送の自衛隊航空機の調整
 - その他、官民の交通手段を可能な限り調整

活動費用・保障

- 災害救助法を適応した場合
 - 活動費用: 救助(医療)の費用として支弁可能
 - 保障: 都道府県知事による従事命令があれば、対応可能
- 災害救助法を適応しなかった場合
 - 現状は国として支弁する方策はない

留意点

- 今回の運用案はたたき台の段階
- 今後は、厚生科学研究辺見班で詳細について検討する。
- 但し、明日大災害が起こった場合、この運用案に従い運用する。



今後のDMAT運用について（案）

厚生労働省医政局指導課

1. 要請

- ・ 要請者
 - ① 局地災害 自治体、対応能力を上回った場合国が要請
 - ② 広域災害 国
- ・ 方法
 - ① 広域災害救急医療情報システムなどを通じて国から病院に連絡
 - ② DMATの携帯へ直接連絡
 - ③ 災害医療センターによるリクルートのサポート

2. 連絡体制

厚生労働省と病院	インターネット、電話
病院とDMAT	衛星、携帯

3. 移動手段

- ・ 病院の車両を活用することが原則
- ・ 広域搬送は自衛隊航空機などを活用
- ・ その他、各DMATが調整

4. 先遣隊

- ・ 自衛隊機により厚労省、災害医療センターから人員を派遣

5. SCU

- ・ 場所 事前に指定、民間空港の活用も視野に入れる
- ・ 立ち上げ 外部資源（DMAT等）による
- ・ 搬送要員 DMAT+SCU設置空港職員
- ・ 備蓄 全国に2～5カ所の病院に保管を検討。

6. 本部活動

- ・ 厚生労働省本部：リソースを用意
 - ① 派遣要請
 - ② 登録
 - ③ 自衛隊の調整
 - ④ 活動をモニター、適宜指示
- ・ 現地本部：運用
 - ① 組織：ICS（指揮、事案処理、情報作戦、資源管理、財務管理）
 - ② 場所：県庁もしくはSCU、必要に応じて前進

7. 法的根拠、保障

- ・ 広域災害 災害救助法、防災計画
- ・ 局地災害 なし（東京都では、契約ベース・保険）

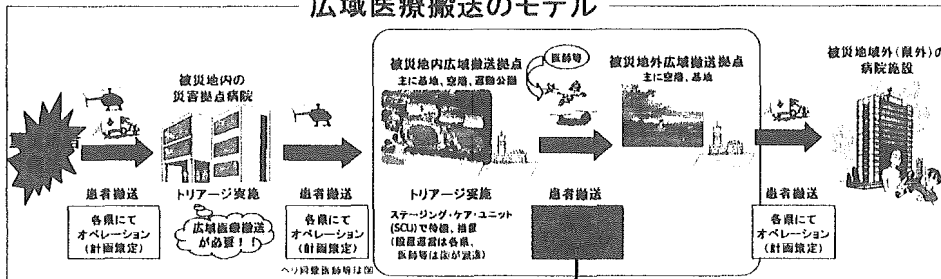
今後の広域医療搬送計画の策定予定について

平成17年8月26日
内閣府 政策統括官(防災担当)付
参事官(災害応急対策)付

広域医療搬送とは (現在の基本認識)

- 被災地内の重篤患者を航空機等を用いて被災地外へ搬送。
- 特に、都道府県をまたがるような医療搬送については広域医療搬送として国がオペレーションを実施。

広域医療搬送のモデル



- 国が策定する広域医療に関する計画は地震ごとに策定
- 東海地震については以下のとおり
 - ・東海地震応急対策活動要領(H15.12 中央防災会議決定)
 - ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画 (H16.6 中央防災会議幹事会申し合わせ)

防災基本計画での記載状況

○防災基本計画

H7. 7月の修正より広域医療搬送活動に関する記載が追加

【防災基本計画(平成14年4月中央防災会議)における記載内容】

広域医療搬送活動についての国の役割については、例えば第2編(震災対策編)第2章(災害応急対策)において、「被災地域外からの救護班の派遣」「被災地域外での医療活動」「緊急輸送活動」などの項目の中で記載されている。

(1) 被災地域外からの救護班の派遣

- 被災地方公共団体は、医療関係機関(厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社等)や非常本部等(非常災害対策本部もしくは緊急災害対策本部)に救護班の派遣を要請。
- 医療関係機関は、救護班を編成して派遣(もしくは派遣を要請)し、派遣した旨を非常本部等に報告。
- 非常本部等は、広域的な見地から救護班の派遣に係る総合調整を行う。
- 緊急輸送関係省庁(国土交通省、海上保安庁、防衛庁、消防庁、警察庁)は、救護班の緊急輸送について、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

等

(2) 被災地域外での医療活動

- 被災地方公共団体は、広域後方医療関係機関(厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社)に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請。
- 広域後方医療関係機関は、広域後方医療施設を選定し、その結果を非常本部等に報告。
- 非常本部等は、広域後方医療活動の総合調整を行う。
- 緊急輸送関係省庁は、広域後方医療施設への傷病者の搬送について、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

等

(3) 緊急輸送活動

- 医療活動の従事者や後方医療機関へ搬送する負傷者等は、輸送対象の中でも優先順位の高いもの(第一段階の輸送対象)と位置付け。
- 非常本部等は、緊急輸送体制に関わる総合調整及び計画の策定等を行う。

等

防災基本計画での記載状況

○防災基本計画

H17. 7の修正により、広域災害における救急・医療体制の整備及び災害派遣医療チーム(DMAT)の充実・活用推進に関する記述が追加

【防災基本計画(平成17年7月中央防災会議)における記載内容】

主に下記の内容が追加された

第2編(震災対策編)

第1章 災害予防

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

3 救助・救急、医療及び消火活動関係

(2) 医療活動関係

○国は、災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム(DMAT)に参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。

第2章 災害応急対策

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

2 医療活動

(2) 被災地域外からの救護班の派遣

○国[厚生労働省、文部科学省]、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請するものとする。

国が策定する広域医療に関する計画は地震ごとに策定

南関東地域直下の地震対策

○南関東地域直下の地震対策に関する大綱 (H4. 8. 21中央防災会議決定(直近の修正H12. 12. 5))

この大綱は、地震の発生による被害の防止・軽減をあらかじめ図るために講ずべき対策について示したものであり、災害応急対策については平常時から備えておくべき事項が記載されている。

○南関東地域震災応急対策活動要領 (S63. 12. 6中央防災会議決定(直近の修正H12. 12. 5))

広域医療搬送活動についての国の役割については、「被災地内医療活動」「広域後方医療活動」「広域後方医療施設への傷病者の搬送」「緊急輸送活動」などの項目の中で記載されている。

○南関東地域の大規模地震時における広域医療搬送活動アクションプラン第1次申し合わせ (H10. 8. 28中央防災会議主催者会議申し合わせ(一部改正H12. 12. 14))

前述の「南関東直下の地震対策に関する大綱」及び「南関東地域震災応急対策活動要領」において、応急対策の分野ごとにアクションプランを検討し、中央防災会議主催者会議等で申し合わせることが位置付けられたことを受けて作成。

「南関東地域震災応急対策活動要領」での広域医療搬送に関する関係機関の役割分担等に基づき、地震発生後概ね24時間以内を想定し、重篤患者を効果的に広域搬送するという観点から、緊急災害対策本部及び関係省庁が地方公共団体レベルの取り組み等を効果的に支援するための対策等について申し合わせを行ったもの。

ただし、当時の状況下での第1次申し合わせであり、地震の規模、場所、時間によって様々に異なる具体的被害想定、関係機関の施策や施設整備の進捗、応急対策全体の需索想定との調整等を踏まえて、引き続き内容の充実を図り、必要な場合は適宜見直しを図るものとしている。

国が策定する広域医療に関する計画は地震ごとに策定

東海地震に関する対策

○東海地震対策大綱 (H15. 5. 29中央防災会議決定)

この大綱は、予防段階から災害発生後までを含めた東海地震対策のための全体のマスタープランとして決定されたもの。

広域医療搬送活動に関しては(その他の災害応急対策活動も同様であるが)、被害想定に基づいて活動内容をあらかじめ計画し(東海地震応急対策活動要領の策定等)、警戒宣言時等からの準備開始を含めて地震発生後速やかに計画に基づいた緊急活動を実施するものとして、そのための基本的な考え方が記載されている。

○東海地震応急対策活動要領 (H15. 12. 16中央防災会議決定)

広域医療搬送活動についての国の役割については、「被災地内医療活動」「広域後方医療活動」「広域後方医療施設への傷病者の搬送」「緊急輸送活動」などの項目の中で記載されている。また、東海地震注意情報が発せられた際や警戒宣言時の対処についても記載されている。

○「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画 (H16. 6. 29中央防災会議幹事会申合せ)

「東海地震応急対策活動要領」において別に定めるとされた具体的な活動内容(救助・消火活動、医療活動、物資調達、輸送活動)に係る計画について申し合わせたものであり、警戒宣言が発せられた場合及び東海地震が発生した場合には、この申し合わせの内容に基づき、関係省庁は速やかに活動を開始することとしている。

この中で東海地震に対する広域医療搬送計画を申し合わせており、引き続き、この計画の実現に向けて、関係省庁や関係機関で具体的な検討が進められている。ただし、この計画は警戒宣言が発せられ地震発生までに準備行動が終了していること等、いくつかの前提条件の下で計画しているものであり、突発的に地震が発生した場合などに備えた計画の検討は今後の課題となっている。

今後の予定

○今後活動要領策定が必要な地震は？(『書きは名称未定)

・東南海・南海地震

東南海・南海地震対策大綱 (平成15年12月中央防災会議にて策定済み)

『東南海・南海地震に関する活動要領』 (平成17年内策定予定)

『『東南海・南海地震に関する活動要領』に基づく具体的な活動内容に係る計画』
(広域医療搬送に関して現在検討中)

・首都直下型地震(南関東地域直下地震)

『首都直下地震対策大綱』 (平成17年秋頃策定に向けて作業中)

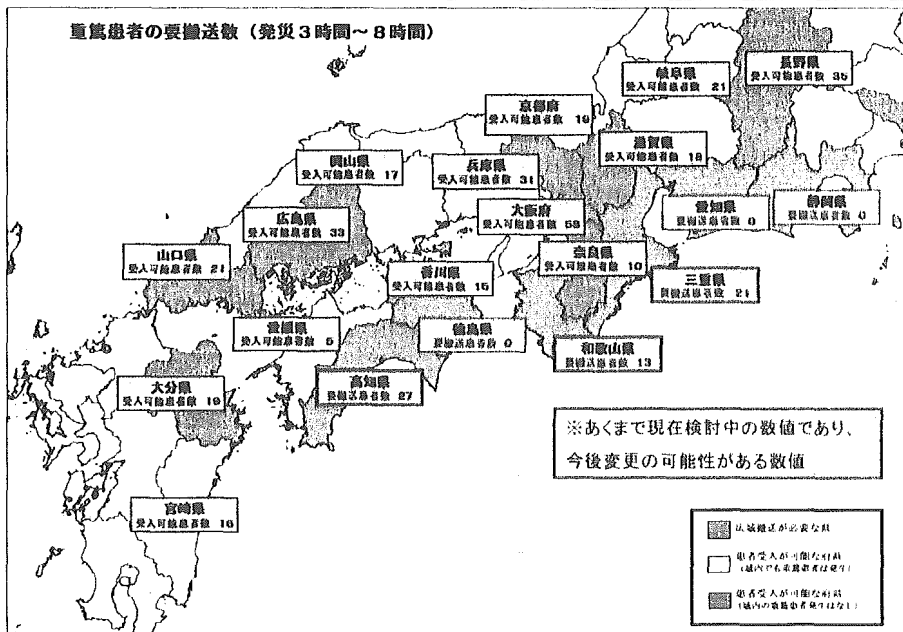
『首都直下型地震に関する活動要領』 (平成17年度中策定予定)

『『首都直下型地震に関する活動要領』に基づく具体的な活動内容に係る計画』
(広域医療搬送に関しては今後検討予定:たたき台レベルの資料は作成)

・東海地震(突然発災型)???

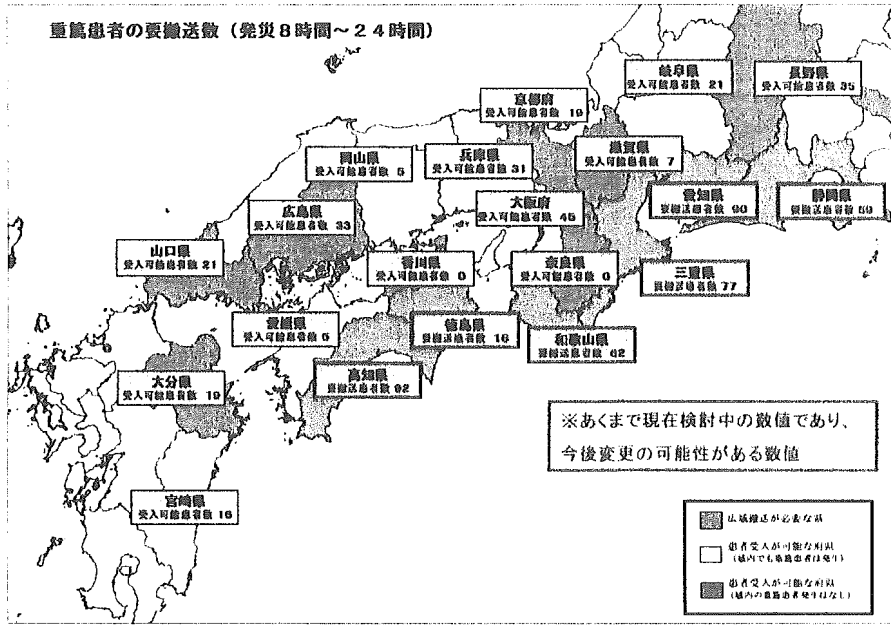
東南海・南海地震の検討状況

重篤患者の要搬送数(発災3時間~8時間)



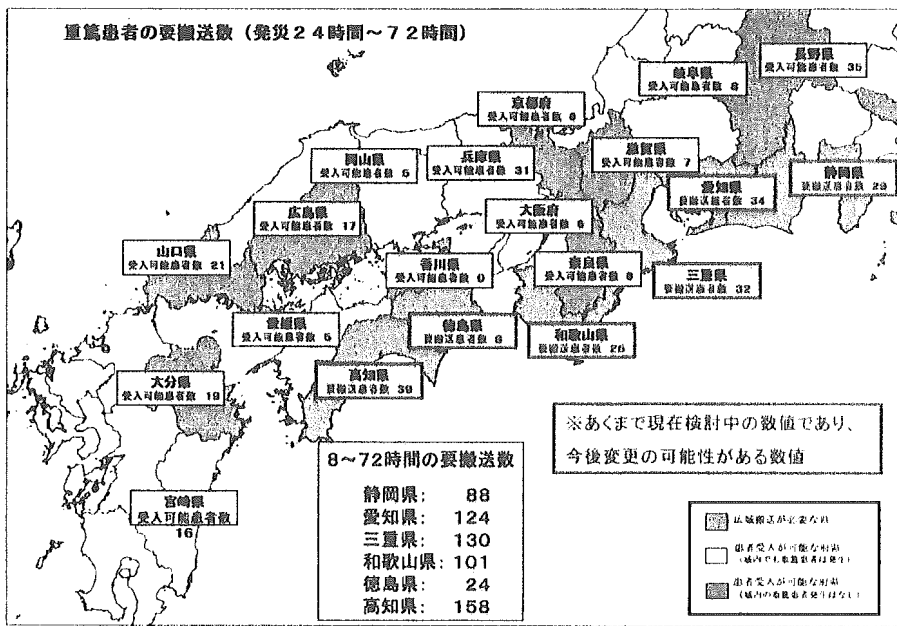
東南海・南海地震の検討状況

重篤患者の要搬送数（発災8時間～24時間）



東南海・南海地震の検討状況

重篤患者の要搬送数（発災24時間～72時間）



防災基本計画の修正について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条第1項に基づき中央防災会議が作成・修正を行う防災基本計画について、前回の修正（平成16年3月）以降に中央防災会議等において取りあげられた防災施策に関する主要事項を反映する等の修正を行う。

（1）国民運動の展開

○いつでもどこでも起こりうる災害への備えを実践する**国民運動の展開**の必要性について、総則に明記する。

※平成17年版防災白書（H17.6.14閣議決定、国会報告）の反映

（2）地震防災戦略

○大規模地震について、国は、被害軽減量及び達成時期を含む**減災目標等**を示した**地震防災戦略**の策定、実施及びその定期的なフォローアップを図ることとし、関係地方公共団体は、これを踏まえた**地域目標**の策定に努めるほか、これ以外の地震について、地域の特性を踏まえ、減災目標を策定する等の対策の推進に努めることについて、震災対策編に明記する。

※「地震防災戦略」（H17.3.30中央防災会議決定）の反映

（3）津波対策

○**津波避難ビル**等の整備・指定、**津波ハザードマップ**の整備、**津波防災訓練**の実施等について、震災対策編に明記する。

※インド洋津波災害を教訓とした津波防災対策充実の反映

（4）集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援

○一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等に対して早めの段階で避難行動を開始することを求める**避難準備情報**の活用等、**情報伝達**及び**災害時要援護者の避難支援**に関する対策について、風水害対策編に明記する。

※「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告」（H17.3.30中央防災会議報告）の反映

(5) 洪水ハザードマップの活用推進等の洪水・土砂災害対策

- 中小河川における洪水情報の提供、浸水想定区域におけるハザードマップを通じた洪水予報等の伝達方法、避難場所の周知徹底等の円滑・迅速な避難を確保するための措置の充実等について、風水害対策編に明記する。

※第162回国会で可決成立した水防法等の改正の反映

(6) 避難生活の環境整備等の避難者対策

- 災害時要援護者に配慮した避難場所における施設・設備の整備、旅館等の借上げによる多様な避難場所の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難場所の運営管理等の避難生活の環境整備の充実、公営住宅や空家等を利用した住生活の早期確保、住宅の応急修繕の推進等の避難者対策の充実について、自然災害対策の各編に明記する。

※新潟県中越地震等の最近の災害の教訓を踏まえた対策充実の反映

(7) 企業防災の促進

- 企業が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定促進等について、自然災害対策の各編に明記する。

※「民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言」（H17.3.30 中央防災会議報告）の反映

(8) その他

- 自然災害対策の各編において、
 - コミュニティにおける防災教育の普及推進
 - 災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築
 - 広域災害における救急・医療体制の整備及び災害派遣医療チーム（DMAT）の充実・活用推進
 - 緊急消防援助隊の充実強化
 - 国民、企業等による義援物資提供の際の被災地ニーズ等への配慮について明記する等の必要な修正を加える。

平成17年7月中央防災会議

資料3

防災基本計画 新旧対照表

第1編 総則

修正前	修正後 (案)
<p>第1章 本計画の目的と構成 (略)</p> <p>○災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの、防災に向けての積極的かつ計画的な行動と</p>	<p>第1章 本計画の目的と構成 (略)</p> <p>○災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの、防災に向けての積極的かつ計画的な行動と</p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後 (案)
<p>(2) 被災地域外からの救護班の派遣 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し救護班を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの救護班の派遣を要請するものとする。</p>	<p>(2) 被災地域外からの救護班の派遣 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し救護班・災害派遣医療チーム (DMAT) を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの救護班・災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣を要請するものとする。</p>
<p>(3) 被災地域外での医療活動 (略)</p>	<p>(3) 被災地域外での医療活動 (略)</p>
<p>(2) 医療活動関係 (略)</p> <p>○国は災害時の医療関係者の役割、トリアージ (治療の優先順位による患者の振り分け) 技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。</p>	<p>(2) 医療活動関係 (略)</p> <p>○国は災害時の医療関係者の役割、トリアージ (治療の優先順位による患者の振り分け) 技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。</p> <p>○国は、災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム (DMAT) に参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。</p>

災害時医療体制の整備促進に関する研究

主任研究者；独立行政法人国立病院機構 災害医療センター 院長 辺見 弘

平成 17 年度検討課題（案）

I. DMAT 運用体制

1) DMAT の活動形態の整理

2) 遠隔地派遣 DMAT の運用

a) 指揮命令、派遣要請方法

派遣要請基準

具体的要請方法

b) 被災地内 DMAT 活動のあり方

災害現場活動

(災害拠点)病院支援

域内搬送

c) 現地 DMAT 本部

先遣医療チームのあり方

報告・連絡

d) 後方支援体制

厚労省本部

災害医療センター

都道府県

派遣元医療機関

e) 緊急消防援助隊との連携

3) 局地型災害対応 DMAT の運用

地方自治体 DMAT のあり方

DMAT チームの地方自治体での活用方法

市町村消防本部との現場活動連携

4) 他機関派遣医療チームとの連携

日本赤十字派遣チーム

医師会派遣チーム

II. 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の改訂について

ホームページコンテンツの見直し

要請情報、支援情報の入力項目の見直し

DMAT 運用ページの新設

III. 病院の脆弱性

IV. 災害時医療の資料の収集

V. NBC テロの対応

以上

DMAT活動形態

	局地型災害対応	広域型災害対応	
災害の具体例	列車事故 航空機事故	広域地震災害 新幹線脱線事故 大型航空機事故	広域地震災害(死者予測数1000人以上)
DMATの任務	災害現場での3T confined space medicine 特殊災害対応	被災地内医療ニーズ評価 災害拠点病院支援 域内後方搬送支援 広域搬送域内搬送支援	広域航空搬送 航空機内医療 Staging care unit
関係機関	DMAT指定医療機関 市町村消防本部 都道府県衛生部局 都道府県消防防災部局	DMAT指定医療機関 厚生労働省 総務省消防庁 (都道府県衛生部局) (都道府県消防防災部局)	DMAT指定医療機関 内閣府 防衛庁/自衛隊 総務省消防庁 都道府県衛生部局 都道府県消防防災部局

平成 17 年 8 月 16 日

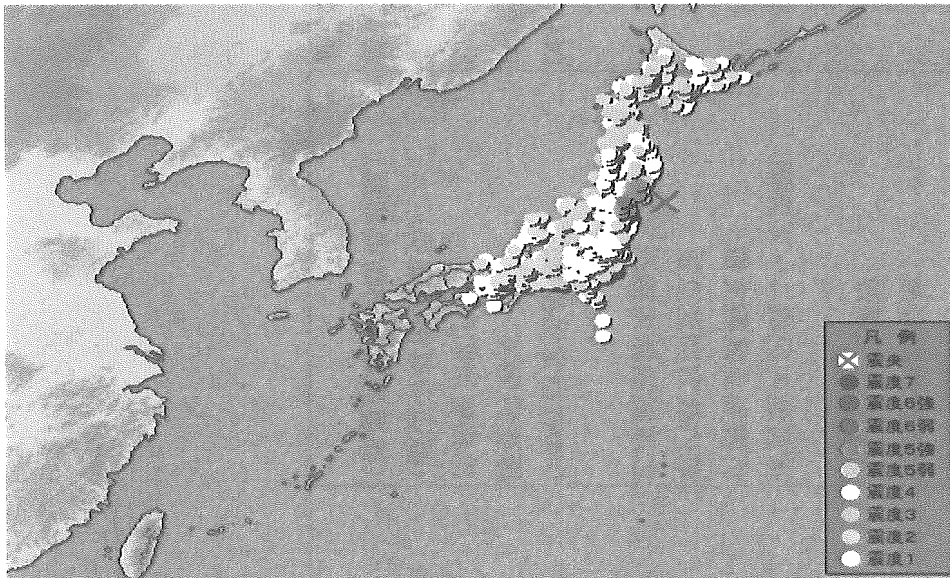
院長 田中宣威 殿

庶務課長補佐 山本 臣 生

報 告 書

平成 17 年 8 月 16 日 宮城県沖地震に関連して、千葉北総病院における対応状況および DMAT チームの出動要請が千葉県医療整備課からありましたのでその旨次のとおり報告いたします。

(気象庁発表の地震の状況)



平成 17 年 8 月 16 日 午前 11 時 47 分宮城県沖で地震発生。気象庁発表は次のとおり。

【気象庁発表】

平成 17 年 08 月 16 日 12 時 12 分 気象庁地震火山部 発表

16 日 11 時 46 分頃地震がありました。

震源地は宮城県沖（北緯 38.1°、東経 142.4°）で震源の

深さは約 20Km、地震の規模（マグニチュード）は 6.8 と推定されます

【院内の対応】

11:46 宮城県沖地震発生。北総地域の震度は 4(本埜村震度 4)と推定されます。

11:48 頃 防災センターから院内に非常放送。

(放送内容)「ただ今、地震が発生したが、当院は震度 6 の地震に耐えうる構造でありこ